

令和 2 年度「消費税等に関するアンケート調査」

令和 2 年 4 月 全国間税会総連合会

一 アンケート調査の実施

- (1) 全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年、7 月末の全間連常任理事会において承認された「令和 2 年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」（以下「提言書」という。）を財務省及び国税庁へ提出したほか、自民党並びに立憲民主党及び国民民主党が開催したヒアリングにも出席し、提言書に記載されている主要な事項について説明してきたところです。

- (2) 昨年 4 月のアンケート調査においては、全間連が導入に強く反対してきました消費税の軽減税率制度が、昨年 10 月 1 日から消費税率の 10%への再引上げと併せて実施されることが確実視されてきたことを踏まえ、従来から実施してきました①単一税率に関する項目と、②低所得者対策に関する項目に代えて、これまで全間連が要望してきました項目のうち、2 項目をアンケート調査項目として実施し、より多くの会員の皆様の意見を反映した提言書にすることにより、提言内容の充実化等を図ることとしたところです。

（昨年 4 月に実施したアンケート調査項目）

○軽減税率の対象範囲に関すること

全間連では、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は対象範囲から除外するよう要望していますが、税率 10%段階における今後の方向性についてどう考えるか。

○仕入税額控除制度に関すること

消費税の仕入税額控除の仕組みについては、2023 年 10 月から、いわゆるインボイス制度（適格請求書等保存方式）を導入するとされていますが、全間連では、インボイス制度の下では免税事業者が取引から排除される恐れがあることから、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続するよう要望していますが、今後の方向性についてどう考えるか。

- (3) また、毎年、実施しております「消費税等に関するアンケート調査」は、会員と全間連をつなぐ重要な行事の一つになっており、税制及び税務執行に関する要望事項のみならず、間税会の運営等に関する意見・要望を聴取する貴重な機会に

もなっています。

- (4) 以上のような状況を踏まえ、次に掲げる設問事項について、会員の皆様のお考えをお伺いするためのアンケート調査を実施し、今後の提言書の作成の参考にして参りたいと考えていますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

二 設問事項

1 アンケート調査項目について

本年4月に実施する「消費税等に関するアンケート調査」に当たっては、昨年4月と同様に、提言書の要望事項等について、より多くの会員の皆様の意見をお聞きし、提言内容の充実化等を図る観点から、次の2項目を調査項目として実施することとしましたので、是非、ご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【アンケート調査項目】

○実施された消費税の軽減税率制度に関すること

全間連が導入に強く反対してきました消費税の軽減税率制度が昨年10月から実施され既に半年が経過しましたが、実施された軽減税率制度の評価についてどう考えるか。

○総額表示義務の特例措置に関すること

事業者が消費者へ販売する場合には、令和3年3月末までの特例措置として、税込価格であると誤認されないための措置（例：〇〇円（本体価格）、〇〇円（税抜価格）などの表示）を講じているときは「税抜価格」を表示することも認められています。

全間連では、店舗によって価格表示が異なり紛らわしいこと等から、特例措置の期限到来後は消費税法に規定する「税込価格」を表示する総額表示に統一するよう要望しておりますが、今後の方向性についてどう考えるか。

(注) アンケート調査項目の回答に当たっては、参考資料の2(アンケート調査項目に関する全間連の「令和2年度税制改正要望書」の提言内容)を参照してください。

- 2 上記の設問以外の税制及び税務執行に関し、また、間税会の運営などについてのご意見、ご要望などがありましたら、何でも結構ですとお聞かせください。

令和2年度「消費税等に関するアンケート調査」回答

あ な た は	イ 性 別	<input type="checkbox"/> ①男 <input type="checkbox"/> ②女	ロ 年 齢	<input type="checkbox"/> ①20歳未満 <input type="checkbox"/> ④40歳～49歳 <input type="checkbox"/> ⑦70歳以上	<input type="checkbox"/> ②20歳～29歳 <input type="checkbox"/> ⑤50歳～59歳	<input type="checkbox"/> ③30歳～39歳 <input type="checkbox"/> ⑥60歳～69歳
	ハ 主たる業種(一箇所表示)			ニ 役職等		ホ 課税区分
<input type="checkbox"/> ①製造業 <input type="checkbox"/> ②卸売業 <input type="checkbox"/> ③小売業 <input type="checkbox"/> ④建設業 <input type="checkbox"/> ⑤運輸通信業 <input type="checkbox"/> ⑥料理飲食業 <input type="checkbox"/> ⑦農林水産業 <input type="checkbox"/> ⑧金融保険業 <input type="checkbox"/> ⑨不動産業 <input type="checkbox"/> ⑩サービス業(⑥を除く。) <input type="checkbox"/> ⑪その他()			<input type="checkbox"/> ①自営業者 <input type="checkbox"/> ②法人役員 <input type="checkbox"/> ③企業従業員 <input type="checkbox"/> ④主婦 <input type="checkbox"/> ⑤無職・年金生活者 <input type="checkbox"/> ⑥その他()		<input type="checkbox"/> ①課税事業者 <input type="checkbox"/> ②免税事業者 <input type="checkbox"/> ③事業者以外の者	
調 査 項 目				設 問		回 答
1 実施された消費税の軽減税率制度に関すること 全間連が導入に強く反対してきました消費税の軽減税率制度が昨年10月から実施され既に半年が経過しましたが、実施された軽減税率制度の評価について該当する欄に「○」印を付けてください。				<input type="checkbox"/> ①軽減税率制度が実施されて良かった。 <input type="checkbox"/> ②軽減税率制度は廃止すべきである。 <input type="checkbox"/> ③どちらとも言えない。 <input type="checkbox"/> ④その他()		
2 総額表示義務の特例措置に関すること 事業者が消費者へ販売する場合には、令和3年3月末までの特例措置として、税込価格であると誤認されないための措置(例:〇〇円(本体価格)、〇〇円(税抜価格)などの表示)を講じているときは「税抜価格」を表示することも認められています。 全間連では、店舗によって価格表示が異なり紛らわしいこと等から、特例措置の期限到来後は消費税法に規定する「税込価格」を表示する総額表示に統一するよう要望しておりますが、今後の方向性について該当する欄に「○」印を付けてください。				<input type="checkbox"/> ①特例措置の適用期限到来後は、消費税法に規定する「税込価格」を表示する総額表示に統一すべきである。 <input type="checkbox"/> ②特例措置の適用期限を延長し、「税抜価格」の表示も認めるべきである。 <input type="checkbox"/> ③どちらでも良い。 <input type="checkbox"/> ④その他()		

ご協力ありがとうございました。他にご意見等があれば下欄にご記入ください。

3 上記の設問以外の税制及び税務執行、又は間税会の運営などに関する意見要望等

(1) 消費税に関する事項

(2) 消費税以外の間接税に関する事項

(3) 間接税以外の税制に関する事項

(4) その他

参 考 資 料

1 消費税率引上げに伴う低所得者の負担緩和策（逆進性対策）について

全間連では、導入に強く反対してきた消費税の軽減税率制度が、令和元年10月1日から消費税率の10%への再引上げと併せて実施されることを踏まえ、昨年度の税制改正提言書においては、従来から要望してきた「単一税率の維持」を要望事項から削除する一方で、消費税の税率構造及び低所得者対策に関する全間連の考え方（軽減税率制度の導入ではなく「給付付き税額控除制度（還付制度）又は簡素な給付措置」で対応するよう要望）を付記する形で対外的に明記したところである。

なお、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性の緩和策として、一般的に採られている方法の概要と問題点等を整理すると次のとおりである。

(1) 軽減税率導入による複数税率制度

食料品などの税率を、一般の税率（標準税率）よりも低い税率（軽減税率）にする制度であり、ヨーロッパ諸国において広く採用されている。

複数税率制度は、制度としては分かり易いが、次のような問題があると指摘されている。

- ① 軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。
- ② 飲食料品を軽減税率の対象とする場合、負担軽減額から見れば、むしろ高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないこと。
- ③ 消費税の税収は、社会保障財源に用途が限定されているため、軽減税率を設けると、その分税収が少なくなり、その減収分に対する新たな財源（標準税率の引上げなど）を確保する必要があること。
- ④ 事業者が税率の異なるごとに区分経理し税額を計算することになるため、事業者の事務負担が増加すること。

(2) 給付付き税額控除制度

消費税率は単一税率とした上で、所得税において消費税額控除制度を設け、所得の低い方に対しては一定額の消費税相当額を所得税額から控除し、控除できない金額は給付するという制度である。

(例 示) 一定の低所得者を対象に、消費税の税額控除額を大人一人につき2万円、子供一人につき1.5万円の場合、夫婦子供2人の家庭の消費税控除額は7万円(2万円×2人+1.5万円×2人)になる。

したがって、その家庭の算出所得税額が10万円ならば、所得税の納付額は3万円(10万円-7万円)となり、算出所得税額が3万円の家庭では4万円(3万円-7万円=▲4万円)の給付、算出所得税額がゼロの家庭は7万円が給付されることとなる。

この制度は、一定の低所得者に対象を限定するため、真の低所得者対策になり、かつ、財源も限定的であるといった利点がある反面、国民一人一人の所得額をきち

んと把握する必要があるほか、所得は少ないが資産を有する者への対応など検討すべき課題もある。我が国では、平成 28 年 1 月から国民一人一人に番号を割り振って所得や納税実績、社会保障に関する個人情報をもつて 1 つの番号で管理する共通番号「マイナンバー」の利用がスタートした。

*平成 30 年 3 月末をもって支給を終了した「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」の概要

平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げによる低所得者への影響を緩和するため、所得の少ない方(住民税が課税されていない方)に対して「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」の支給が行われた。平成 29 年度に実施された「臨時福祉給付金(経済対策分)」では、令和元年 9 月までの 2 年半分を一括して措置し、一人当たり 15,000 円の支給が行われた。

2 アンケート調査項目に関する全間連の「令和 2 年度税制改正要望書」の提言内容

全間連の「令和 2 年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」のうち、アンケート調査項目に関する提言内容は、次のとおりである。

◎ 総額表示義務の特例措置の廃止に関する提言内容(抜粋)

〔要 旨〕

現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置は令和 3 年 3 月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費税法に規定する総額表示に戻すべきである。

〔理 由〕

現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置は、消費税率の引上げが 5%から 8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、令和 3 年 3 月 31 日までの間の特例として導入されたものである。

したがって、現行の特例措置については、消費税率が 10%に引き上げられ、令和 3 年 3 月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費税法に規定する税込価格を表示する総額表示義務に戻すべきである。

*現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置の内容

表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(例:○○円(本体価格)、○○円(税抜価格)などの表示)を講じているときは、税込価格を表示することを要しない。

*消費税率が 5%まで適用されていた消費税法第 63 条(価格の表示)の規定

不特定かつ多数の者(消費者)に課税資産の譲渡等を行う場合において価格を表示するときは、消費税額を含めた価格を表示しなければならない。